

市有財産随意契約（先着申込順）に係る契約条項

この条項は、西尾市が実施する市有財産の売却に関する随意契約（先着申込順）について適用するものです。随意契約の申込みをしようとする方は、必ずこの契約条項をご一読し、内容をご承知いただいたうえ、申込書を提出してください。

1 随意契約に付する物件

物件番号	所在地	登記地目	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	西尾市吉良町荻原川中1番14	宅地	1,001.74	19,632,000
2	西尾市吉良町吉田亥改107番	宅地	168.75	3,000,000
3	西尾市吉良町吉田齊藤久123番	保育園用地	2,156.80	62,120,000
4	西尾市寺津町東市場8番1 西尾市寺津町東市場9番1	宅地	441.93	11,468,000
5	西尾市吉良町荻原川中7番5	宅地	281.81	10,450,000
6	西尾市西幡豆町荒佐分62番1	宅地	325.58	9,344,000

2 契約申込書等の受付

随意契約の申込みをしようとする方は、次の期間に随意契約申込書等（様式第1号～第3号、申込者と代理人の本人確認書類（運転免許証、法人登記簿等））を持参、もしくは郵送で提出してください。

なお、申込者が暴力団に該当するか否かについて、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月27日締結）に基づき、愛知県西尾警察署に照会することがありますのでご承知ください。

- (1) 申込みの期間 令和8年3月16日（月）から次回この物件を西尾市が一般競争入札に付する旨の公告をする日の前日までの午前9時30分から午後3時30分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
- (2) 受付場所 西尾市資産経営局資産経営課（西尾市役所3階）
- (3) 郵送申込受付 郵送による申込みについては、郵便が送達され、西尾市が受領した日の午後3時を受付日時とします。

3 契約者の決定方法

申込みの受付開始後、予定価格以上の金額で随意契約申込書等を提出した方（先着順）とします。ただし、受付日の午前9時30分現在において、2者以上の方から申込みがある場合は、申込書に記載された「希望する対価」の金額が最高の申込者を契約者と決定します。なお、契約者となりうる最高額での申込者が2者以上あるときは、くじ引きで契約者を決定します。

また、郵送申込が同日に送達された場合についても、上記の取り扱いにより契約者を決定します。

4 申込者に必要な資格

次のいずれかに該当する方は、この申込みをすること及びこの契約を締結することができません。

- (1) この契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当し一般競争入札への参加を停止された方
- (3) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその方及び支店又は営業所を代表する方をいう。以下同じ。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる法人等
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

5 契約書の内容

別紙土地売買契約書（案）及び特約条項によります。

6 契約の期限及び契約を締結する場所

- (1) 契約期間 売払いの決定に係る通知があった日から10日以内の午前9時から午後4時まで（10日目が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当する場合は、次の市役所開庁日とします。）
- (2) 場 所 西尾市資産経営局資産経営課（西尾市役所3階）

7 契約保証金

申込者は、契約の締結と同時に契約保証金として売買代金の1割以上の額を現金又は銀行等が振出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければなりません。この契約保証金は売買代金の一部に充当します。ただし、契約者が契約義務を履行しないときはこの契約保証金は市に帰属します。

8 売買代金の支払方法

市が発行する納入通知書により契約締結後35日（5週）以内に一括納付していただきます。（35日目が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当する場合は、次の市役所開庁日とします。）

9 契約の解除

契約者が、契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあります。また、契約締結後に契約者が、西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた場合においては、市は契約を解除するとともに、これによって生じた市の損害を賠償するよう契約者に請求します。

10 禁止用途

- (1) 契約者は、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は供させてはなりません。
- (2) 契約者は、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはなりません。
- (3) 契約者が、この契約に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、前2号の事項について遵守する旨を譲受人との契約書に契約条件として加え、譲受人からの更なる譲渡についても承認させなければならないものとします。

11 公害防止協定

契約者が工場等を建設する場合は、近隣住民の生活環境の保全のため、必要に応じて市と公害防止協定を締結するものとします。

12 問い合わせ先

西尾市 資産経営局 資産経営課 資産経営担当

直通電話（0563）65-2156